

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第27条第1項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項（所持の禁止）、第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第10条第1項（運搬、携帯の制限）、第14条（登録）、第21条（所持の態様についての制限）、第27条第1項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：